

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|------------------------|----------|--|--|
| 扶桑町内企業再投資 促進補助金交付要綱 | H25.10.1 | <p>◎補助対象者</p> <p>(1) 中小企業</p> <p>① 20 年以上工場等が愛知県内に立地していること</p> <p>② 10 年以上工場等が扶桑町内に立地していること</p> <p>③ 25 人以上の常用雇用者数を有すること</p> <p>④ 原則として、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、25 人以上の常用雇用者数を維持すること</p> <p>⑤ 当該工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること</p> <p>⑥ 町税の滞納がないこと</p> <p>(2) 大企業</p> <p>① 20 年以上工場等が愛知県内に立地していること</p> <p>② 10 年以上工場等が扶桑町内に立地していること</p> <p>③ 100 人以上の常用雇用者数を有すること</p> <p>④ 原則として、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、100 人以上の常用雇用者数を維持すること</p> <p>⑤ 当該工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が25 億円以上であること</p> <p>⑦ 町税の滞納がないこと</p> | <p>◎目的</p> <p>扶桑町内に長年立地する事業者に対し、企業等の流出防止及び雇用の維持拡大を図り、地域経済の振興及び地域の活性化に資することを目的として、「扶桑町内企業再投資促進補助金」を交付します。</p> <p>◎対象分野</p> <p>① 次世代自動車関連分野(自動車関連を含む)</p> <p>② 航空宇宙関連分野</p> <p>③ 環境・新エネルギー関連分野</p> <p>④ 健康長寿関連分野</p> <p>⑤ 情報通信関連分野</p> <p>⑥ ロボット関連分野</p> <p>⑦ 東尾張地域基本計画の指定集積業種の分野</p> <p>◎補助対象となる固定資産取得費用は土地取得分を含みません。</p> <p>具体的には次に掲げる合計額(①+②+③)</p> <p>① 工場、電子計算機プログラムの作成を行う事業場(以下、「事業所」)及び研究所の新設費</p> <p>② 工場、事業所及び研究所の増設費</p> <p>③ 既設の工場、事業所及び研究所の建物内に新たに設置する機械設備費</p> <p>◎補助率及び補助金額</p> <p>(1) 中小企業(県の補助金と合わせて交付します。)</p> <p>補助対象経費の10%(町負担分5%)に相当する額で、補助限度額は2億円(町負担分1億円)以内</p> <p>(2) 大企業(県の補助金とは別に交付します。)</p> <p>1億円(町負担分1億円)</p> <p>◎留意事項</p> <p>① 対象となる区域は、扶桑町内に限ります。</p> <p>② 愛知県が創設している「新あいち創造産業立地補助金」と連携しており、その認定を受ける必要があります。</p> |

| | | | |
|-----------------------|---------|---|--|
| 扶桑町企業立地促進 条例 | H24.3 | 工場等新設促進奨励金 ・指定地域内に工場等を新設すること ・投下固定資産総額が3億円以上(中 小企業者は、1億円以上) | 建設のための土地及び家屋に係る固定資産 税並びに都市計画税に相当する額を、3年 間交付 |
| | | 工場等増設促進奨励金 ・指定地域内に工場等を増設すること ・投下固定資産総額が1億円以上(中 小企業者は、5千万円以上) ・工場等の拡張の場合は、増築後の延 床面積が増築前と比較して1/5以上 増加するものであること、建替えの 場合は、建替え後の工場等の固定資 産税の評価額が増加するものである こと | 建設のための土地及び家屋に係る固定資産 税並びに都市計画税に相当する額の一定割 合(50%~100%)を、3年間交付 |
| | | 雇用促進奨励金 ・工場等新設促進奨励金又は工場等増 設促進奨励金を受けること ・事業開始日の1年前の日から起算し て2年間に、新たに従業員として町 内に住所を有する者の雇用を開始す ること | 新規に町内に住所を有する者を正規従業員 として1年以上継続して雇用した場合に、1名 当たり15万円を交付(限度額300万円) |
| | | 償却資産取得奨励金 ・工場等新設促進奨励金を受けること ・工場等増設促進奨励金を受けるもの のうち、指定地域内の他の場所に工 場等を建築し、かつ、既存の工場等 の事業を継続して営んでいること | 償却資産を取得した工場等に課税初年度の 取得した部分に係る固定資産税に相当する 額を1年間交付 |
| 扶桑町中小企業振興 費補助金交付要綱 | H29.4.1 | 補助対象者は、中小企業信用保険法(昭 和25年法律第264号)第2条第1項に規 定する中小企業者で、事業用の施設を町 内に新設又は増設する者とする。ただし、 次の各号に掲げる者を除く。 (1) 補助金申請時において、町税及 びその延滞金を滞納している者 (2) 同一施設に関して他の補助金等の交 付を受ける予定のある者 (3) その他町長が適当でないと思えた者 | (補助対象施設) 補助対象となる施設は、町内において建築 基準法(昭和25年法律第201号)に適合し た新設又は増設した製造業の用に供する事 業用の施設で、家屋(住居に使用するものを 除く。)及び家屋を取得してから6月以内に取 得した償却資産(以下「対象施設」という。)と する。 前項の規定にかかわらず、補助対象となる施 設は、対象施設を新設又は増設した年の翌 年の1月1日が属する年度の翌年度(以下 「対象年度」という。)において、固定資産税 |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>が賦課される施設とする。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>この要綱による補助金の額は、対象施設に係る対象年度の固定資産税相当額の2分の1とする。</p> |
|--|--|--|---|